

平成21年第1回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年2月9日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成21年2月9日（月）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 継続審査中の議案第153号から継続審査中の議案第156号及び継続審査中の議案第158号撤回の件
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
継続審査中の議案第166号
（市民厚生常任委員会付託案件）
継続審査中の議案第167号から継続審査中の議案第172号まで
（産業建設常任委員会付託案件）
継続審査中の議案第173号から継続審査中の議案第181号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
22番	本間千佳子君	23番	金子克己君
24番	根岸勇雄君	25番	近藤和義君
26番	祝優雄君	27番	加賀博昭君
28番	竹内道廣君		

欠席議員（1名）

21番 川上龍一君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	親松東一君
副市長	甲斐元也君	会計管理者	本間道子君
総務部長	齋藤英夫君	企画財政部長	齋藤元彦君
市民環境部長	金子優君	福祉保健部長	鹿野義廣君
産業観光部長	佐々木正雄君	建設部長	田畑孝雄君
総務部長(総務課)	本間進治君	企画財政部長(財政課)	山本充彦君
福祉保健部長(社会福祉課)	樋口賢二君	産業観光部長(農業振興課)	金子晴夫君
教育長	渡邊剛忠君	教育次長	藤井武雄君
消防長	加藤貴一君	福祉保健部長(高齢福祉課)	佐藤一郎君
福祉保健部長(保健医療課)	曾我久男君	産業観光部長(観光課)	田川和信君
教育委員会(生涯学習課)	平間俊雄君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第1回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 臨時議会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、19番、金光英晴君及び20番、猪股文彦君を指名をいたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

- 議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今臨時会の会期日程についてご報告いたします。
- 去る2月6日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。
- 会期につきましては、本日1日間といたします。
- 日程は、お手元に配付の臨時市議会会期日程をごらんください。この後、12月定例会以降閉会中の継続審査となっております病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関連議案の撤回を議題とし、撤回理由の説明、採決の後、続けて閉会中の継続審査となっております指定管理者の指定にかかわる議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。
- 以上であります。

- 議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 継続審査中の議案第153号から継続審査中の議案第156号及び継続審査中の議案第158号撤回の件

○議長（竹内道廣君） 日程第3、議案撤回の件を議題といたします。

市長から継続審査中の議案第153号から継続審査中の議案第156号及び継続審査中の議案第158号の撤回理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、議長からご指名ありまして、議案の撤回についてご説明申し上げます。

平成20年第7回定例会において提案し、継続審査とされております「議案第153号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の制定について」、さらに「議案第154号 佐渡市病院事業の使用料及び手数料条例の制定について」、さらに「議案第155号 佐渡市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について」、さらに「議案第156号 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」及び「議案第158号 佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の5議案について、諸般の事情により撤回をお願いするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

ただいまの市長の議案撤回理由に対する質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 諸般の事情ということですが、市民には非常にわかりにくい。この後どういふふうなことにしようとすることによって撤回し、撤回した議案はこの後どのような形で再度出されるのか、その辺まで踏み込んで説明していただかないと、市民には非常にわかりにくいと思うので、別に撤回することに私は同意しないというのではなくて、もうちょっと説明をしていただきたい、こう思うのですが、病院局長でもいいのですが、その辺もうちょっと踏み込んでわかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

鹿野福祉保健部長。

○福祉保健部長（鹿野義廣君） 説明申し上げます。

ただいまのご質問でございますが、撤回の説明ということで、その趣旨についてでございます。諸般の事情ということで市長のほうから申し上げました。条例をさきをお願いをしたときには、病院の管理者を置くという大義名分のもとで公営企業法全部適用、そこまでらんで提案をさせていただきました。その後において、管理者たる適任者の人材を市長とども私ども執行部で一生懸命用意をすべく講じてまいったわけでございますけれども、いかんせん残念ながらその人選に至らなかったということで、もう時間的に余裕がないという、こういうことから、まず管理者を置くことについて、もう待たないになったという背景がございます。したがって、それを取り下げるといって方向転換をしなければいけないということになりますと、管理者を置かない規定にせざるを得ない。したがって、管理者を置かない工面として、病院をつかさどる責任者としての市長、その事務をつかさどる部分を病院内に設置をしなければならぬという、そういう大きな動きが生じてまいりました。それで、まずそこに今度は重点を置いて、したがっ

て市長の事務をとる部分を補うところを条例の中に新たに組み込んで、再提案をさせていただくという形にせざるを得なくなったということが一番大きな背景でございます。それと、病院のさきの条例の中には、これは両津病院に限って……それと一番大きくは、改めて病院の事業に地方公営企業法、これを全部適用するというので、本来の企業といたしまして必要な経済性並びに機動性、これらを十分に発揮させるというために提案したものでありましたけれども、このうちの病院事業を統括をすべく、病院事業管理者につきましては4月から全部適用に備えて、組織、あるいはその体制の見直し、これらの準備をすることも考えて、この際病院事業管理者を設置せずに、病院事業管理者の権限、これを市長が行うこととして、病院事業の経営改革に取り組む。また、この1月から両津病院のお医者さんに1名の増員があったことに伴いまして、両津病院の病床数の変更の必要、これがさきの提案ですと90ということでは提案させていただきましたが、これを再検討いたしたく、関係をいたしますところの5つの議案について、このたび撤回をお願いをしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 市長、ここで明確にしておいていただきたいのは、現在入院している人、通院している人がこの条例によってどんなふうになるのかなという不安があると思うので、議会に、この議場における人たちはそのことについてよく理解ができるかもわかりませんが、一番弱い立場にある今言われた両津病院、相川病院に入院している人、通院している人は、この条例とはかかわりなしに、従来と変わりありませんよということだけ明確にしておいていただきたいと思うのですけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの猪股議員のお話なのですが、我々はずっと今の両津病院、相川病院の存続、それから継続のためには何をしたらいいかということを経営、検討を続けてまいりましたので、今議員がおっしゃるように、これからの相川病院、両津病院についても運営状態、あるいは患者さんの検診あるいは入院ともに変わらない状態でサービスを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この議案に関しては、私は12月議会で6本とも否決すべきだというふうに発言したのですけれども、残念ながらかなりの多数決で賛成ということで可決したわけです。もともと今の時代に佐渡市ぐらいの人口で公立病院、それも中核でない公立病院を2つ持っているということ自体がもう問題外のはずなのです。だから、今の説明を聞いていると、もう一回公営企業法の全適で出し直すというようなことを言っていたわけですが、これは公営企業法の全適とか、そういう問題でなくて、根本的に運営、病院の、病院は残す、もちろん残すわけです。残す。そして、運営形態を根本的に変えるという意思はないのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

この問題もずっと議論が続いておりました。たまたま総務省による病院改革プラン設置と時間を一緒に

したわけでございまして、この問題についてはそのプランの成果も見直しながら、運営問題について現在これをどうこうということではありませんが、将来はそういうこともあり得る可能性は十分あると思います。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 総務省の病院改革プランの中にもいろんなパターンが、5つほどですか、示されていて、一番典型的な解決しやすい問題なのです。本当に1足す1は2とか、3引く1は2というような、そういう問題、典型的なこれ問題なのです。それを事務管理者が適当な者が見つからないから云々というようなことをもう一回出し直すというような話は、こんなことやっておったら佐渡の医療は全くだめになってしまいます。単なる時間つぶしだけであって、もっと根本的に将来を考えて、どういう医療にすべきかと、そのために両津病院、相川病院を残すにはどうしたらいいのだという考えのもとにやってもらわないと、ただいたずらに二、三の議員の、あるいは地元の人たちの意向だけで、だらだらとこんな形で病院続けていたら、佐渡6万5,000人の人たちがみんな迷惑になりますから、その辺ちゃんともう一度考え直して、出し直してください。答弁をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えいたします。

この問題について、先ほど申し上げましたように、今回は根本的な問題の議論が最後まで煮詰まらないままにございました。しかしながら、近い将来どういうふう到我々が対応するのか、あるいは国の方向もかなり変わっているようにも思います。それも含めて、今後一緒になって議論して、結果を出していきたいと考えているところです。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案撤回についての質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております継続審査中の議案第153号から継続審査中の議案第156号及び継続審査中の議案第158号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、市長からの議案撤回の件についてはこれを承認することに決しました。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

継続審査中の議案第166号

（市民厚生常任委員会付託案件）

継続審査中の議案第167号から継続審査中の議案第172号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

継続審査中の議案第173号から継続審査中の議案第181号まで

○議長（竹内道廣君） 日程第4、平成20年12月定例会以降閉会中の継続審査に付されている案件を議題といたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

継続審査中の議案第166号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日本アマチュア秀作美術館）でございます。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。これまでの美術館の運営を収支報告及び事業内容から見ると、運営努力の跡が見られない。また、施設のあり方及び運営方針が明確でなく、必要性が伝わらない。このことから、次の点について積極的に取り組みを進めること。①、入場者の少ない12月から3月までを休館とすること。②、収入の増加及び支出の見直しを行い、指定管理料の減額に努めること。③、施設のあり方及び運営方針については、施設の開設経緯や収蔵作品に関する約定書を踏まえ、関係団体と協議し、平成21年度中に結論を出すこと。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この議案166号、今の委員会の報告とつけている意見、その意見の指示内容が非常に矛盾があります。指摘していることとやれと言っていることがばらばらになっているわけです。まず聞きたいのは、運営努力の跡が見られない。施設のあり方及び運営方針が明確でなく、必要性が伝わらないと。次の点について積極的に取り組みを進めるといふふうに指示しておきながら、なぜ冬期間休館という形で2年間の指定管理料を認めたのか。なぜ1年後に、積極的という面からであれば、もう1年後にもっと前向きにやってくれる民間なりになぜ譲渡を指摘しなかったのか。委員会でどのような意見が出されて、議論されたのか、お答えをお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） それでは、村川議員の質疑にお答え申し上げます。

なぜ2年間の指定管理を認めたかということですが、その経緯について若干申し上げさせていただきますと、本委員会は現地調査を含めまして3回にわたり、審査の中で委員からの質疑、意見を踏まえて、執行部からいわゆる対応策が提案されました。その1つが先ほど申し上げたものでございますが、ダブリますが、ちょっと申し上げます。入館者が少ない12月から翌年3月までを休館とすると。それから、指定管理料の見直しをしたと、170万円を減額したいというものであります。それから、3番目ですが、今後の

収蔵作品の取り扱い、出展者、社団法人美術愛好会サロン・デ・ボザールなど関係者との協議を進め、平成21年度中に方向性について結論を出す。結論が出た後の展示作品の処理に時間を要する。それから、当初立ち上げに携わった多くの関係者、関係団体の協議が必要というものでございました。本委員会では、委員会の指摘事項に対する多少の改善策が提案されたということで、それを了として、賛成多数で可決したものであります。

それから、2番目ですが、1年後の譲渡でだめなのかということでございますが、先ほどのお答えに関連もしますが、この議案は指定管理の可否を問う議案でございまして、修正ができません。したがって、原案が可決されれば、期間は2年ということになります。

次に、委員会における意見、議論等についてですが、全部は膨大でありまして、なかなか申し上げづらいのですが、主なるものを申し上げさせていただきます。まず1つですが、サロン・デ・ボザールを含めて、廃止、直営、指定管理の方法があるのではないかと、直営で教育委員会の職員を充てた場合の収支はどうかというようなことございまして、特に収入についてのあれがございました。これに対して委員会、教育委員会の説明では、直営でやると市職員の人件費を除いて約130万、129万8,800円になるという、こういう回答でございました。

それから、2番目ですが、サロン・デ・ボザールを含めて交渉するときに、半年で結論が出たりすると、直営でないと交渉しにくいのではないかと、こういう意見もございまして、これに対します教育委員会の説明は、方向性が出た後の作業に物すごく時間がかかると、関係団体だけでなく、収蔵作品のことや開設時に賛同した多くの関係者への説明、了解を得る必要があるために時間を要するというようなものでございました。

それから、3番目ですが、1年間で結論が出たときに、2年間の契約をしていけば途中解約はできないのではないかと、1年契約にすべきではないかという、こういうご意見もございました。これについては、委員会の説明では、議会の継続審査になっている経緯も説明しており、協定を結んでも理解が得られれば変更は可能かと考えるという程度でございました。

次に、4番目ですが、日本アマチュア秀作美術館収蔵作品に関する約定書を見ても、そう簡単にはいかないと、収蔵期間は永久保管とあり、地元でどのように活用できるのか、きちんと説明し、開設時に携わった方々には、行政の範囲を超えており、行政がやるには限度があると、地域でどうしていくのか検討すべきである。一生懸命やるのであれば認めざるを得ないというようなことであります。それから、施設の位置づけを見直しも含めて、早急に固める必要があると、アマチュアの作品だけ集めていたのでは集客力が難しいのではないかと、設立当時に携わった方々にも理解を求めて、この1年以内に結論を出すべきではないかというようなことがございました。それから、美術館としての必要性というようなものについての質疑もございました。その中で、例えばでございますが、市の展覧会、市展なども開催して、そうすると南部の人々も集まるし、発信基地にすることが大事であると、基金があるから、利用料を取る必要もないくらいであって、収入が上がらなくてもいいから、もっと大きな効果をねらうべきだと、要するに美術館としての存続性の必要性というようなものについてのもう少し委員会が考えるべきではないかというような意見でございます。それから、人件費が大きな割合を示しておりますので、市の直営や佐渡博物館などに委託する方法はとれないかと、そういうことによって人件費が減らせるというようなことござい

す。少しダブるかもわかりませんが、美術館に対する基本的なスタンスがもっと強力に説明があってもよいのではないかと、説得力があるべきではないかというようなことでございます。これに対して教育委員会のほうでございしますが、説明ですが、非常にこの美術館の存続が厳しいということは地域にも伝わっており、地域では困ると、海の駅にも指定されており、観光客もあり、地域審議会等でも施設の方向性を今後検討したいというようなこともあるそうです。それから、PR等を行い、テーマ別の展示も新しく行い、多くの人が入館できるように工夫をしたいと。さらに、文化、芸術に対する認識の低さは否めないと、反省し、入館者増加行動計画を立案し、生涯学習施設としてどうあるべきかなど、地域との連携も考え、運営方法を検証していきたいという、こういうものでございます。

まだほかにもございますが、主立ったところだけを申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 委員長の報告で、総文の委員会でいろいろ議論されたということはよくわかりました。ただ、総務文教委員会という、やっぱり議会の中の技能集団で、視野を広くして、いろいろ考えていただける委員会だと私は思っております。ですから、教育委員会という形で見れば、こういうものがこれだけの出費を要して、これだけしか入館者が少ないのであれば、2年後ぐらいには譲渡は、あるいは閉館というのはやむなきかと思うのですけれども、総文という広い視野で見れば、この施設が日本で唯一の施設であるということもあるのと同時に、あるところが小木の南部の観光の拠点である港にあると。ここは、昨年2月に新潟県で3つの海の駅の一つに指定されたばかりで、非常にその隣のたらい舟乗り場を始め、マリン計画の中心になっているところでもあります。そういうところの施設であれば、当然観光客も、今、冬場小木航路が休航になっておりますけれども、冬でもお客さんは来るわけです。1月、元日、1日にもちゃんと観光バスもここにたらい舟に乗りに来ていますし、宿根木の町並み保存なんかも見に来ていたという事実があります。ですからこそ、観光施設という形でも見てほしいと。教育委員会のただ単なるアマチュア美術館という形であれば、当然冬場はなかなか来る人はいないかと思っておりますけれども、いろんな面でお茶を、喫茶店というお茶を飲める場所というのも小木では今こしかないのです。そういう広い視野で見れば、2年間、冬期間、それも4カ月間休館というような形でやられれば、南部の観光というよりも、佐渡の観光自体が非常に評判が悪くなってしまうのです。

私は、3日ほど前の新潟日報だった、読売かな、新聞にも載っていましたが、青森、五所川原で地吹雪ツアーというのをもう20年間もやっている人たちがいるのです。冬の名もない、観光地でも何でもないので、冬でもお客さんに来てほしいということで、地吹雪を見て、喜んでもらうといいますか、地吹雪のときに来てもらったらちゃんとした料金を取ると、たまたま泊まりに来ていただいても、地吹雪でない場合には宿の料金を何割か安くするというようなことをやっているわけです。佐渡の観光が非常に悪くなっているのも、冬場はどうせお客さん来ないからというような感じでやっている観光施設が非常に多いのです。そういうことが今非常に問題になっていて、根本的に佐渡の観光を考えなければいかぬというのが先日の日報の社説にも、3日ほど前ですか、載っていましたが、そういうところからも、ここはもう赤字施設で、お客さんも来ないから、冬場は、では閉館して、2年間だったら、この形でやると、1年間閉めておれば一番もうかるパターンの指定管理料になるわけでしょう。こんな形で2年間任すとい

うのはいかがなものかと。

これは、ビジネスチャンスだというふうに私は思います、今。前向きに考えれば、あれだけの施設、あれだけのロケーションのところにあの施設があって、無償で譲渡してもらえとなれば、もっともっと広く公募を、例えば関東佐渡人会とか小木人会とかありますけれども、そういう人たちにも声かければ、実はこれ何年か前にこの施設をもっと自由にやれば、軽食喫茶をやってみたいという方もおられたわけですから、ビジネスチャンスとしてとらえてもらえれば、幾らでもやり方もあると思います。アマチュア美術館でありますから、アマチュアのを飾ってありますけれども、私もこれ町議会のときに言ったことあるのです。これではお客さん来ぬと。幾ら日本一のアマチュアであっても、アマチュアだと、プロになれないアマチュアだから、価値というのはやっぱり大分違うと。であれば、いろいろ有名人とか芸能人とか、加山雄三とかジュディ・オングとか、いろいろ有名な芸能人おりますけれども、ああいう人たちの作品を展示するような形で、もっと広い意味のアマチュアのコーナーも設けるとか、多分芸能人の人たちは作品1つぐらいは貸していただけるし、ひょっとしたらもらえるかと思うのですけれども、そのように考えてやれば、小木の観光地に来たとき、船待ちの間とか、たらい舟に乗る間とか、あるいは港を散策する間にちょっと寄ってお茶を飲むか、それでついでに美術館を見ようか、反対に作品を見て、お茶を飲むかというような形で、利用のあれは幾らでもあると思うのです。もっともっと、ですからその辺を考えれば今だからこそ、本当はことしからでも、来年度からでも、すぐにそういうような形の行動に移すべきだと思うのです。1年でも私は長い。21年度中にでもそういう試みをかけて、公募していかなければいけない。それが佐渡のいろんなところの観光にもつながると思いますので、質問長くなりますけれども、その辺のところをぜひ総文でもう一度考えていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 総務文教委員会では先ほど申しあげましたように結論を出しましたので、もう一度ということは今のところ考えておりません。ただ、今後のあり方については、先ほど提案のありましたようなことも含めて、総務委員会の中では話し合いをしております。したがって、この1年くらいの間には執行部のほうにおいて、その方向性を出していただきたいというのが意見でございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 南部地区といいますか、小木地区においてもこのことは非常に大問題で、あした小木は地域審議会が開かれて、非常に重要な議題の一つにアマチュア美術館のことがのっています。内容を見たら、ちょっと議会と行政、教育委員会に対して誤解を持っているようなところの文面でもありましたけれども、決して今からでも前向きな形でこの施設を維持することはできると思いますので、ぜひ地域審議委員の方たちは、見られていましたら、あすしっかりした審議をして、行政に要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番（加賀博昭君） 総務委員長の報告のためにも私がこれから反対討論を具体的にしますので、ご賛同いただきたいと思うのです。私にご賛同いただける人は、起立をしないこととさせていただきます。

継続審査中の議案第166号 日本アマチュア秀作美術館の指定管理者の指定について、委員長報告に対して反対の立場から討論を行います。本件は、日本アマチュア秀作美術館を向こう2年間、1,310万4,000円、1年間で655万2,000円で指定管理に出すというものでありますが、委員長報告の指摘事項、意見について改めて開陳をしてみたいと思います。委員長報告の意見でございます。これまでの美術館の運営を収支報告及び事業内容から見ると、運営努力の跡が見られない。また、施設のあり方及び運営方針が明確でなく、必要性が伝わらない。このことから、次の点について積極的に取り組みを進めること。①、入場者の少ない12月から3月までを休館とすること。②、収入の増加及び支出の見直しを行い、指定管理料の減額に努めること。③、施設のあり方及び運営方針については、施設の開設経緯や収蔵作品に関する約定書を踏まえ、関係団体と協議し、平成21年度中に結論を出すこと。これ可決してしまえば、結論出せませんよ、1年以内に。このようになっておるわけでございます。このような問題があるから、否決して、検討し直しなさいというのが正しい扱いであり、私の主張であります。

では、これを否決した場合、指定管理に応募したものに決定的な被害があるのかといえば、そうではない。指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条には、公募によらない指定管理者の選定を市長が行えるとなっております。それには4つの規定があつて、議会が否決した場合、指定期間を1年で非公募による候補者の選定を行い、議会へ再上程するとなっておりますからであります。市長は、2年という指定を1年として、議会に再提出するから、応募したものには決定的な損害もないわけであります。先ほども指摘しましたが、総務文教委員会が21年度中に検討せいと、結論出せと、こう言っておるわけでございますから、それを実現するためにもこれは否決するというのが正しいので、可決してしまうと、それができなくなるというものであります。したがって、総文委員会の委員長報告を執行あらしめるためにも、これを否決することが正しいのであります。私の反対討論に賛成することが、つまり総務文教委員会の多数意見をも満足する道であります。

改めて申すまでもなく、地方政治というのは住民の直接選挙による市長と議員、議会、それが二元代表制と言われるところでございます。衆参議院によって政府が構成される国の制度とは違うものであり、政治のよしあしの責任は議会も負うものであります。昨今の財政状況が厳しいとあつて、12月議会において、衛生班長報酬6,500円のカット、火葬場の一部廃止に伴う霊柩車廃止で1,600万円の削減等が議論されましたが、指定管理に要する費用は1億4,482万円であります。この金額の精査によっては、衛生班長報酬や霊柩車の削減の改善はできるものであります。財政問題でも検討を要するものであります。こういう視点に立つならば、総務文教委員会のこの案を除いて、もう一度申し上げます。財政問題でも検討を要するものであつると、こういう視点に立つから、総務文教委員会のこの1案を除いて、全部ほかの委員会は否決をしておるのであります。私の討論を聞いていただいて、私に同意してくれることが12件全部が否決され、先ほど私が具体的に述べたとおり、市長が仕事がやりやすくなるわけでございます。ぜひ皆さん方から真剣にお考えをいただいて、これに対する決着をつけていただきたい。そして、一番いい道はこれ1本を否決することによって、さすが佐渡市議会だなど、立派なものだと、本会議においてきっちり決着をつけた

なということです。恐らくこれからの採決は起立採決だと思います。したがって、先ほど私が申し上げましたように、これから、これからではなくて、もともと地方政治というのは二元責任制をもってやるわけでございますから、どんな場合でも市民に公表してはばからない、そういう立場でぜひ採決に当たっていただきたいということを重ねて申し上げまして、反対討論終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票の声がありました。

よって、本案の採決を無記名投票により行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席の番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票の立会人に22番、本間千佳子さん及び23番、金子克己君を指名をいたします。両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数は26票、これは先ほどの出席議員数から議長を除いた数に符合しております。

そのうち、賛成 14票

反対 11票

白票 1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

継続審査中の議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ、両津デイサービスセンターしゃくなげ）、継続審査中の議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）、継続審査中の議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）、継続審査中の議案第170号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野デイサービスセンターやわらぎの里、畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里）、継続審査中の議案第171号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし、小木短期入所施設つくし）、継続審査中の議案第172号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）。以上6議案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、おのおの施設について、佐渡市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。審査の結果、いずれの施設も公の施設として管理する必要性に乏しく、効果的かつ効率的に管理し得る団体へ早急に譲渡すべきものと思料するため、否決すべきものとして決定しました。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

念のために申し上げます。委員長の報告は原案を否決としておりますので、原案、つまり各施設を2年間の指定管理に出すということについて賛否をとります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告いたします。

継続審査中の議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）、継続審査中の議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）、継続審査中の議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）、継続審査中の議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）、継続審査中の議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）、継続審査中の議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、継続審査中の議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、継続審査中の議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）、継続審査中の議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）。以上9議案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、選定した団体及び申請のあった団体を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、いずれの施設も公の施設として管理する必要性に乏しく、効率的、効果的に管理運営できる適切な団体に譲渡すべきものと思料するため、賛成少数により否決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

まず、継続審査中の議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）についての採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票を求める声がありました。

よって、本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの議員出席数は27名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票をお願いいたします。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号の1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人には22番、本間千佳子さん及び23番、金子克己君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数から議長を除いた数に符合しております。

そのうち、賛成 12票

反対 14票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） ルールにより投票ということはやむを得ませんが、これ議会運営委員会でもっときっちりやってもらわないと、これが指定管理1本1本の条例を投票にすると、3月議会すべてが投票ということになります。やはりこの辺は、議会運営の中で投票にすべき、常識的に考えて投票にすべきもの、起立採決にすべきもの、この辺は議長の指導においてやらないと、これこの後すべてが投票になりますよ。こういう議会というのは、議会運営というのは好ましくないと思いますが、議長において善処願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開をいたします。

次に、継続審査中の議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）についての採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） お一人しか声が上がっておりませんが、賛同者もう一名いますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票を求める声がありました。

よって、本案の採決は無記名投票により行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

議場閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付をいたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いをいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に22番、本間千佳子さん及び23番、金子克己君を指名をいたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数から議長を除いた数に符合いたしております。

そのうち、賛成 10票

反対 16票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、継続審査中の議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）について採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ほかに投票の声ありますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票を求める声がありました。

よって、本案の採決は無記名投票により行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案についての採決をいたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げますが、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に22番、本間千佳子さん及び23番、金子克己君を指名をいたします。両君の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数は26票、これは先ほどの出席議員数から議長を除いた数に符合いたしております。

そのうち、賛成 13票

反対 12票

白票 1票

可否同数であります。

よって、議長において裁決をいたします。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採択いたします。

本案については、議長は否決と採択をいたします。

よって、本案は否決されました。

次に、継続審査中の議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）について採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票を求める声がありました。

よって、本案の採決は無記名投票により行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付をさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票

をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に22番、本間千佳子さん及び23番、金子克己君を指名をいたします。ご両人の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数から議長を除いた数に符合いたしております。

そのうち、賛成 14票

反対 12票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、継続審査中の議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）について採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票を求める声がありました。

よって、本案の採決は無記名投票により行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

議場を閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席の番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に22番、本間千佳子さん及び23番、金子克己君を指名をいたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数から議長を除いた数に符合いたしております。

そのうち、賛成 11票

反対 14票

白票 1票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、継続審査中の議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）について採決をいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票を求める声がありました。

よって、本案の採決は無記名投票により行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付をいたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票をお願いをいたします。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、佐渡市議会会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いをいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に22番、本間千佳子さん及び23番、金子克己君を指名をいたします。両人の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数から議長を除いた数に符合いたしております。

そのうち、賛成 11票

反対 14票

白票 1票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、継続審査中の議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立少数であります。

よって、議案第179号は否決されました。

次に、継続審査中の議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立少数であります。

よって、議案第180号は否決されました。

次に、継続審査中の議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立少数であります。

よって、議案第181号は否決されました。

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年第1回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

正 午 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年2月9日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 金 光 英 晴

署 名 議 員 猪 股 文 彦